

9.貨物利用運送事業の現況

貨物利用運送事業は、実運送事業者が提供する多様なサービスを荷主の各種の輸送ニーズに結びつける機能を果たすものであり、荷主と実運送事業者との間のコーディネーターとして、効率的で円滑な経済活動の進展に向け、より一層の拡充が望まれるところである。

〔1〕事業者等の概要

（1）事業者数の推移

九州管内における貨物利用運送事業者数は、毎年わずかながら増加している。今後も環境問題への配慮や、運転者不足問題の解決策として内航・鉄道の貨物利用運送事業者数は増加するものと考えられる。

（ア）県別事業者数

（令和2年3月末現在）

事業者別 機関別 県別	利用運送事業					合 計
	内 航	外 航	鉄 道	自 動 車	航 空	
福 岡	192	25	62	828	19	1,126
佐 賀	5	2	10	76	0	93
長 崎	45	0	8	78	1	132
熊 本	14	0	21	131	1	167
大 分	32	2	13	72	2	121
宮 崎	15	1	5	75	0	96
鹿 児 島	89	1	12	138	3	243
山 口	18	6	—	—	—	24
合 計	410	37	131	1,398	26	2,002

資料：九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

（注）1. 山口県、宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市を対象とし、海運のみを計上。